

市 税

などは納期内に納めましょう

市税、使用料や負担金は、福祉・教育・生活環境の整備などの市民サービスを充実させるために必要な財源です。市税などに滞納が生じると、財源の確保と市民負担の公平性を保てなくなり、皆さんの生活に影響が及びます。市は、市税等収納対策委員会を設置しました。全庁が連携して滞納解消に取り組んでいます。

市税は貴重な自主財源

市の事業に必要な経費は①皆さんが直接市に納付する市税②一度、国や県に納付した税金③事業や財政状況に応じて配分される地方交付税や国・県支出金④長期にわたって借りる市債―などによって賄われています。

このうち、市税による収入は一般会計歳入の約2割。市にとって、最も大切な自主財源です。

市税を滞納すると

市税などを納期限までに納付しない場合、未納分を一括で納付することが原則です。督促手数料や延滞金(26年中は年利9.2%)が加算されます。ただし、特別な事情があると認めら

れる場合は、分割で納付できます。失業、病気や災害などで納付が困難な人は、本庁収納課または各支所市民課に早めに相談してください。税金を滞納した場合は、次の通り対応します。

- ①督促状の送達
納税義務者に対して納付を促す督促状を送付します
- ②文書や電話による案内・催告
督促状を送付後も納付されない場合、納税案内センターの専門のオペレーターが、電話で納付を案内します。電話で案内ができない場合は、文書を送付して納付催告を行います。
- ③財産の差し押さえ
催告後、納税相談や納付がない場合は、法律に基づき差し押さえなどの滞納処分を行います。

差し押さえは、滞納者の意思に関わらず行う強制処分です。対象になる財産には、債権(売掛金など)、不動産や自動車、給与、預貯金、生命保険などがあります。

また、滞納があるにも関わらず、早期完納に至る納付計画が示されない場合や納付意識がないと判断した場合、これらの財産を調査・搜索し、厳正に差し押さえを行います。

⑤県地方税特別滞納整理機構への移管
滞納の中には、他債権との競合や滞納金額が高額になるなど、専門的な対応が必要な場合があります。市は、県地方税特別滞納整理機構に加入。先進事例や実務知識を共有しながら、共同で滞納整理を行う収納体制を強化しています。
※県地方税特別滞納整理機構は、県内33市町村が共同して滞納整理を行う専門組織

忘れずに納付できる制度があります

- ①口座振替制度
市税などの納付には、口座から自動的に引き落とす口座振り替えが便利です。手続きは簡単。市内の銀行、信用金庫、農協、労働金庫、郵便局の窓口で、いつでも受け付けています。また、市役所収納課や各支所市民課などでも、申し込みが可能です。
ただし、相続などで納税義務者が変更になった場合などは、新たに口座振り替え手続きが必要です。注意してください。
- ②コンビニ納付
曜日や時間に関係なく、納付書に記載している使用期限まで、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。ただし、使用料などの中には納

付できないものがあります。

納税貯蓄組合に加入しましょう

納税貯蓄組合は、個人や法人が一定の地域などを単位に任意で組織している団体です。自主納税の推進を図るため、納税資金の貯蓄のあつせんや納付金銭の取りまとめなどを行います。
加入を希望する人は、居住する地域の納税貯蓄組合長に加入届を提出してください。詳しくは、居住する地域の納税貯蓄組合または本庁収納課、各支所市民課に問い合わせください。

税だけではない「滞納」

市民サービスの提供に必要な財源は、税のほか、保育所・幼稚園の保育料、市

営住宅の家賃、奨学金の返済金、上下水道料金、介護保険料や学校の給食費など施設の利用者や個別の事業(サービス)の受益者などが負担する使用料や負担金などがあります。これらは、その事業(サービス)の利用者や受益者が費用を負担することで成り立っています。滞納があると、サービスの提供が困難になり、納付した人のお金で不足を補うこととなります。市政にとって滞納は大きな課題です。

いづれも滞納に対し、督促状の送付や電話連絡・訪問催告などのほか、連帯保証人の設定や納付誓約書の提出を求めるなど、滞納解消に努めています。

納付に関する相談は、それぞれの事業(サービス)の担当課で行っています。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

●延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に以下の割合を乗じた金額です。

●延滞金の割合

①納期限の翌日から1カ月を経過する日まで、原則として「年7.3%」。26年は年2.9%

※26年1月1日以後の期間は、「年7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合

②納期限の翌日から1カ月を経過した日以後、原則として「年14.6%」。26年は年9.2%

※26年1月1日以後の期間は、「年14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

《特例基準割合》

各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定によって、財務大臣が告示した割合に年1%を加算した割合。26年は年1.9%

●延滞金の計算例

25年度固定資産税第4期分(納期限26年2月28日)20万円を26年4月30日に納めた場合

A / 納期限の翌日から1カ月経過する日(3月31日)までの期間
200,000円×2.9%×31日÷365=492円

B / それ以後の期間
200,000円×9.2%×30日÷365=1,512円

【合計】A+B=492円+1,512円=2,004円 *100円未満は切り捨て

解体のことならお任せください。一般住宅・車庫・物置・倉庫から工場まで
廃棄物のリサイクル・中間処理も自社で行っております。

- コンクリート・アスファルト廃材の受入れ・再生砕石の生産
- 再生砕石の販売 [土場渡し価格m³当り1,050円(税込)]

見積無料

例 4t 4tダンプ1台あたり(運搬込み) 一関地区 4,725円(税込)

- 廃木材(解体材・パレット類・伐根等)受入れ・チップ化
- 環境にやさしいチップ化で、ボード原料・燃料化を促進しています。

産業廃棄物収集運搬業 岩手県知事許可番号 0304021279 産業廃棄物処分業 岩手県知事許可番号 0344021279
有限会社 中村解体 URL <http://n-kaitai.ftw.jp/>

こだわっています! 地域の話題。

紙面一新「岩手日日」

購読料(1か月) 2,400円

●岩手日日販売株式会社 ☎0120-22-4317

■本社一関店	一関市新大町 39 TEL.0191-23-8693
■東山店	一関市東山町長坂字西本町26-13 TEL.0191-47-3444
■水沢店	奥州市水沢区太日通り1丁目7-5 TEL.0197-51-6380
■江刺店	奥州市江刺区大通り1-15 TEL.0197-35-7220
■北上店	北上市鎮治町二丁目14-37 TEL.0197-65-3887
■花巻店	花巻市花巻町3-23 TEL.0198-41-2255
■石巻店	花巻市石巻谷町北寺林第11地割106-1 TEL.0198-46-1610

お試しサービス実施中 詳しくはお問合せを

チケットはこちらでご買いただけます!

2014年 7月19日(土) 一関文化センター

時間 開場 11:30 開演 12:00

金額指定(税込) 前 ¥3,800 目 ¥4,300

チケット取り扱い ※0570で始まる番号は一部の携帯電話からの発着ができません

- 一関文化センター 0191-21-2121
- キヨードー東北 <http://www.kyodo-tohoku.com>
- チケットよしもと 0570-550-100
- チケットぴあ 0570-02-9999 [Pコード:437-301]
- ローソンチケット 0570-084-002 [Lコード:27241]
- イープラス <http://eplus.jp/>

チケットの取り扱い 一関文化センター 0191-21-2121

チケットよしもと予約問合せダイヤル ☎0570-550-100 [24時間受付] (※お問合せは10:00~19:00)